

取調べの一部録画をめぐる最近の情勢と課題

取調べの可視化実現本部事務局長 秋田 真志

最高検察庁は、2008年3月に、2006年8月から一部の地方検察庁で実施していた取調べの一部録画試行について、その検証結果を公表しました。

検証結果によれば、全国の検察庁で2007年末までに170件の試行がなされましたが、その分析結果からすると、一部録画は「任意性等の存否を判断するため、任意性等の有無を効率的に立証する手段になるものと評価できる」として

の試行も検察庁の試行と同じく、対象は、「裁判員裁判対象事件」のうち、「自白事件に限る」とされています。また、録画するのは「録取内容を被疑者に読み聞かせ、署名押(指)印を求めている状況を基本としつつ、自白内容に間違いがないこと等を確認している状況」とされているだけです。警察の場合、検察庁に比して取調べ時間が格段に長く、このようなく一部録画では何ら密室取調べの弊害は排除されず、かえって危険であることは明らかです。

検察庁及び警察は、一部録画によって裁判員裁判を乗り切ろうとしているようですが、決してこのような運用をそのまま許してはいけません。取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現にむけて、さらに立法的な解決への運動が不可欠です。

同時に、私たちの日々の弁護士実践の中で、一部録画では不十分であることを徹底的に明らかにしていくことも必要です。①裁判員裁判対象事件では、必ず取調べの全過程の録画を申し入れ、②全過程の録画がなされていない場合には、調書の任意性・信用性を徹底的に争っていくべきです。③その際には、一部録画DVDは、必ず類型証拠として開示を受け、一部録画の問題点を指摘しなければなりません。そのような積極的な弁護士実践こそが、真の取調べの可視化、すなわち取調べの全過程の録画の実現につながるのです。

※ 報道では、今年夏以降、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警、千葉県警管内の警察署から順次試行を実施すると報じられています。
(大阪弁護士会会員)

捜査側都合の良し悪しだけで録画されることになり、かえって危険であると言ええます。

最高検察庁は、2008年3月に、2006年8月から一部の地方検察庁で実施していた取調べの一部録画試行について、その検証結果を公表しました。

「録取内容を被疑者に読み聞かせ、署名押(指)印を求めている状況を基本としつつ、自白内容に間違いがないこと等を確認している状況」とされているだけです。警察の場合、検察庁に比して取調べ時間が格段に長く、このようなく一部録画では何ら密室取調べの弊害は排除されず、かえって危険であることは明らかです。

同時に、私たちの日々の弁護士実践の中で、一部録画では不十分であることを徹底的に明らかにしていくことも必要です。①裁判員裁判対象事件では、必ず取調べの全過程の録画を申し入れ、②全過程の録画がなされていない場合には、調書の任意性・信用性を徹底的に争っていくべきです。③その際には、一部録画DVDは、必ず類型証拠として開示を受け、一部録画の問題点を指摘しなければなりません。そのような積極的な弁護士実践こそが、真の取調べの可視化、すなわち取調べの全過程の録画の実現につながるのです。

※ 報道では、今年夏以降、大阪府警、神奈川県警、埼玉県警、千葉県警管内の警察署から順次試行を実施すると報じられています。
(大阪弁護士会会員)

取調べの一部録画時代における実践的弁護士活動

取調べの可視化実現本部部長 後藤 貞人

1 捜査段階で何をするか

捜査段階ですべきことは明確です。すべての事件で、違法不当な取調べを許さず、虚偽自白調書や供述を録取した書面といえない作文調書が作られるのを阻止することです。そして、そのような調書がつくられた場合に、公判でその証拠能力や信用性を争うための準備をすることです。一部録画の対象となる事件では、何をどのよう

にすべきでしょうか。

2 公判前整理手続で何をするか

裁判員裁判対象事件の被疑者に、「取調べの様子をビデオに撮られる可能性がある」「ビデオ録画されるのは、自白調書の内容を確認する場面か、読み聞けの場面である」「それ以前に自白しているかを問わず、録画されている正にそのときに、違うところは違うとハッキリ言うべきである」等と助言することが必要です。

被疑者ノートに差し入れを忘れないでください。争いはないと見えた事件が後に争いのある事件へと発展することもあります。取調官が「一部しか」録画しない時代に、被疑者ノートの果たす役割はますます重要になります。

3 公判で何をするか

「一部録画」事件で自白調書の証拠能力を争う場合、幾つかの留意点があります。取調官質問 弁護人から取調べの全過程録画の申し入れがあったこと、容易に全過程を録画できたこと、等を尋問することは有効でしょう。その他、苦情の申し立てがあったこと、十分な調査をしていないこと、等を尋問する場合もあるでしょう。

被告人質問 一部録画に至るまでの取調べの状況や、一部録画の直前のやりとりなどを語ってもらうことが有効なことが多いと思われます。

【入書書(モデル案)改訂版】

検 察 官 院
司法警察職員

申 入 書 (モデル案)

被疑者名

被 疑 者

上記被疑者の今後の取調べについて、その「全過程」をビデオ録画しないという旨を請求します。

刑事訴訟法第198条の4は、検察官に対し、取調べ状況の立証に關して、
「できる限り、取調べ状況に對し、録音・録画を要する」と定めています。このように立証のために、本来、取調べと同時に客観的な記録が作成されるべきです。そのためには、取調べの「全過程」をリアルタイムに録音・録画する方が望ましいとされています。録音・録画の無い状態で違法不当な取調べが行われ、その影響で虚偽自白がなされる場面が録音・録画される場合など想定すると、これを任意性・信用性の資料として用いることの弊害は極めて大きいといわなければならないと存じます。本件においては、検察官において、取調べ(全過程)を録音・録画され、録音・録画されたものを求めるべきです。

なお、2006年7月から、検察庁は「裁判員対象事件に關し」検察官による被疑者の取調べのうち、自白の任意性の効果的・効率的な立証に必要かつ相当と判断される部分の録音・録画を要する」と定めています。しかし、そのうち全部分の録音・録画では、任意性の立証はできません。のみならず、録音・録画のない状態で違法不当な取調べが行われ、その影響で虚偽自白がなされる場面が録音・録画される場合など想定すると、これを任意性・信用性の資料として用いることの弊害は極めて大きいといわなければならないと存じます。本件においては、検察官において、取調べ(全過程)を録音・録画され、録音・録画されたものを求めるべきです。

いずれにしても、本件について、「全過程」の可視化を確保しないままに作成された調書については、録音・録画がなされず、その結果、任意性・信用性に欠けたものではない限り、その結果を争うことは困難です。予め御承知下さいます。

年 月 日

弁護人

可視化申し入れ書

被疑者ノート

被疑者の記録

(年 月 日から 年 月 日まで)

このノートに、あなたが受けた取調べの様子を記録して、後日、私に送ってください。

年 月 日

弁護士

このノートは、弁護人が、接見の際に見てもらい取調べ状況の説明を受けるときに、後日送迎してもらい弁護活動に役立てることを予定して、被疑者に入力し、記録を要するものである。その記録内容については、秘密交通の保障を受けず。

2006年7月版
日本弁護士連合会

被疑者ノート

(各弁護士会、日弁連にお問い合わせください。日弁連ホームページにも掲載しています。)